

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年3月12日（平成30年（行情）諮問第132号）

答申日：平成30年9月10日（平成30年度（行情）答申第218号）

事件名：「潜水艦の友」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『潜水艦の友』（2016.12.14一本本B1388で特定された後に作成されたもの）。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「『潜水艦の友』第100号（平成29年3月号）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年12月1日付け防官文第17318号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分については、記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件訴訟における準備書面）である。

そこで電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書に係る行政文書を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定した。

本件対象文書は、法9条1項の規定に基づき、平成29年12月1日付け防官文第17318号により、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 本件対象文書の作成元である海上自衛隊潜水艦教育訓練隊（以下「潜訓練隊」という。）は、元原稿は電磁的記録で作成しているが、印刷を発注している民間業者に印刷用原稿を紙媒体で渡しているとともに、業者からは電磁的記録の納品は受けていない。また、掲載記事中の個人情報等の流出防止の観点から、業者から納品を受けた後、速やかに同隊で保有している元原稿の電磁的記録を削除している。よって、同隊では本件対象文書の電磁的記録は保有しておらず、原処分を行う際及び本件審査請求を受けた際に行った探索においても、電磁的記録は確認されなかった。

3 法5条の該当性について
別紙のとおり。

4 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において不開示とした部分についてその取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、本件対象文書の一部が別紙のとおり同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 審査請求人は、「国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件訴訟における準備書面）である。」として、本件対象文書の電磁的記録についても特定を求めるが、上記2のとおり本件対象文書については電磁的記録を保有していない。

(3) 以上のことから、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年3月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月27日 | 審議 |
| ④ | 同年8月30日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年9月6日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

当審査会において本件対象文書を見分したところ、「潜水艦の友」は、

潜訓隊が編集して発行している機関誌であり、潜水艦関連部隊の勤務者等からの寄稿等から成り、潜水艦の業務に関することから隊員個人の趣味等に至るまで幅広い内容の記事が掲載されていることが認められる。

また、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「潜水艦の友」は、隊務一般の啓もう及び意見交換等を目的として、国の予算において年2回作成・発行されており、防衛省・自衛隊内に配布されているとのことである。

審査請求人は、不開示部分の開示及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めているので、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

諮問庁は、上記第3の2のとおり、本件対象文書については、電磁的記録で作成した原稿データを紙に印刷したものを印刷用原稿として部外業者に手交して、部外業者からも紙媒体により成果物を受領しており、電磁的記録の原稿データは個人情報流出防止の観点から成果物の受領後に廃棄している旨説明している。

上記説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、諮問庁から本件対象文書の製本印刷の調達に係る仕様書の提示を受け、当審査会事務局職員をしてその記載内容を確認させたところ、電磁的記録を原稿とする旨の記載はなかった。

したがって、防衛省において、本件対象文書（紙媒体）の外に電磁的記録を保有していないとする諮問庁の説明は、これを是認せざるを得ず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示情報該当性について

- (1) 別紙の不開示とした部分欄の記載は、原処分の行政文書開示決定通知書の別紙の不開示とした部分欄の記載と同一であり、同欄には、「20ページ、」の後に「ページ、」と記載されており、また、「70ページから72ページまで」との記載があるが、当審査会において、本件対象文書を見分したところ、同欄に記載されたページ以外に不開示部分はなく、「71ページ」には不開示部分がないことが認められた。これらの点につき、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、いずれも記載の誤りであり、同欄に記載していないページに不開示とすべき部分はなく、また、71ページに不開示部分はないとのことであるから、これらの点については判断しない。

(2) 法5条1号該当性について

ア 自衛官の写真の顔部分（写真の氏名部分も含む。）について

不開示部分のうち、自衛官の写真の顔部分（写真の氏名部分を含む。）は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であつ

て、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討するに当たり、自衛官の顔写真を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省・自衛隊においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、本件不開示部分における自衛官は、かかる慣行のない佐官以下の階級の者で、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明であった。

そして、本件対象文書が部内誌であり、外部に配布等がされていないものであることを踏まえれば、本件の顔写真は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものとは認められないので、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

イ 上記ア以外の写真の顔部分（写真の氏名部分も含む。）について

不開示部分のうち、上記ア以外の写真の顔部分（写真の氏名部分も含む。）は、民間人の顔部分（写真の氏名部分も含む。）であると認められるところ、当該情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとも認められない。

ウ 自衛官の年齢に関する情報について

不開示部分のうち、本件対象文書の56頁の本文2行目17文字目ないし19文字目は、記事を寄稿した自衛官の年齢に関する情報と認められるところ、当該情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとも認められない。

エ 自衛官の経歴及び在職年数等に関する情報について

不開示部分のうち、上記アないしウの各部分及び本件対象文書の8頁の本文の一部以外の部分は、記事を寄稿した自衛官の経歴、在職年数、出身地及び体重に関する情報であると認められるところ、当該情報は、原処分で開示とされている寄稿者の氏名と一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとも認められない。

オ さらに、上記アないしウの各情報は、いずれも個人識別部分であり、また、上記エの情報は、個人識別部分である当該自衛官の氏名等が

既に開示されていることから、いずれについても、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示としたことは妥当である。

(3) 法5条3号該当性について

不開示部分のうち、本件対象文書の8頁の本文の一部には、海上自衛隊の組織等に関する情報が記載されており、当該情報は、これを公にすることにより、海上自衛隊の態勢が推察され、自衛隊の任務遂行の妨害を企てる相手方が当該態勢を踏まえた対処行動を採ることが可能となるなど、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙（原処分において不開示とした部分及び理由）

不開示とした部分	不開示とした理由
<p>表紙， 1 ページから 5 ページまで， 7 ページ， 9 ページ， 1 2 ページ， 1 3 ページ， 1 5 ページ， 1 7 ページ， 2 0 ページ， ページ， 2 2 ページ， 2 4 ページ， 2 6 ページ， 2 8 ページ， 3 0 ページから 3 4 ページ， 3 6 ページから 3 8 ページまで， 4 0 ページ， 4 1 ページ， 4 3 ページ， 4 5 ページ， 4 7 ページ， 4 8 ページ， 5 0 ページ， 5 2 ページから 5 4 ページまで， 5 6 ページ， 5 8 ページから 6 5 ページまで， 6 7 ページ， 6 8 ページ， 7 0 ページから 7 2 ページまで， 7 4 ページ， 7 5 ページ及び 7 7 ページから 8 0 ページまでのそれぞれ一部</p>	<p>個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができ，又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当するため不開示とした。</p>
<p>8 ページの一部</p>	<p>自衛隊の組織及び編成に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の態勢が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。</p>